

◆◆◆2019(平成31)年度 就学援助制度のお知らせ◆◆◆

厚岸町教育委員会

**学校の勉強に必要な援助が受けられます**

厚岸町教育委員会では、生活保護を受けている方以外で経済的に困りの方のために、お子様の勉強や学校生活に必要な費用を援助しております。

就学援助制度の内容は次のとおりですが、不明な点については、お子様が通学している学校又は厚岸町教育委員会（管理課学校教育係TEL52-3131内線354~357番）へお問い合わせください。

**援助を受けられる方は次のとおりです**

1 原則として平成30年4月から現在までに次のいずれかに該当した方

- (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (2) 市町村民税の非課税又は減免を受けた方
- (3) 固定資産税又は個人事業税の減免を受けた方
- (4) 国民健康保険税の減免を受けた方
- (5) 国民年金の掛金の減免を受けた方
- (6) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた方
- (7) 児童扶養手当の支給を受けた方

2 上記1のほか、次のいずれかに該当する方

※世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定いたします

- (1) 世帯主又は家族の方が長期病気療養中のため経済的に困りの方
- (2) 不慮の災害のため経済的に困りの方
- (3) 年間収入額が特に少ないため経済的に困りの方

判定基準表(参考)		※年齢は平成30年12月31日現在となります。						
例	世帯人員	父	母	子	子	子	祖父	判定基準
A	2人	・	34歳	6歳	・	・	・	228万円
B	2人	・	35歳	13歳	・	・	・	245万円
C	3人	34歳	30歳	6歳	・	・	・	288万円
D	4人	38歳	38歳	9歳	4歳	・	・	317万円
E	4人	42歳	39歳	12歳	7歳	・	・	354万円
F	5人	35歳	33歳	8歳	5歳	1歳	・	334万円
G	6人	39歳	39歳	15歳	12歳	8歳	64歳	437万円

※上記の判定基準はあくまでも参考数値です。基準表と同一世帯人員であっても、世帯の年齢構成や住宅の保有状況により基準額は異なります。詳細については、お問い合わせください。

**援助を受けられる費用は次のとおりです** ※平成30年度実績

- 学用品費
  - 小学校 …………… 11,420円
  - 中学校 …………… 22,320円
- 通学用品費
  - 小学校2学年~6学年、中学校2学年~3学年 … 2,230円
- 新入学児童生徒学用品費
  - 小学校1学年 …………… 40,600円
  - 中学校1学年 …………… 47,400円
- 体育実技用具費
  - 小学校1・4学年 …… 11,590円
  - 中学校1学年 …… 4,110円
- 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ※いずれも限度額
  - 小学校 …………… 1,550円
  - 中学校 …………… 2,240円
- 校外活動費(宿泊を伴うもの) ※いずれも限度額
  - 小学校 …………… 3,570円
  - 中学校 …………… 6,010円
- 修学旅行費
  - 実施学年 …………… 学校で決められた額
- 給食費 全学年 …………… 実費額
- 医療費(文書料)
  - 全学年 … **アレルギー疾患の診断に要する文書料**
- クラブ活動費 ※限度額
  - 中学校のみ …………… 29,600円
- 生徒会費
  - 中学校のみ …………… 学校で決められた額
- PTA会費 ※兄弟等が同じ小学校又は中学校に通学している場合は1世帯分のみ
  - 全学年 …………… 学校で決められた額

**援助を受けるための手続きは次のとおりです**

1 申請に必要な書類

- (1) 2019(平成31)年度要保護及準要保護児童生徒認定申請書兼同意書・委任状・口座振替依頼書
  - 記載誤りのないように注意してください。
  - また、世帯全員のマイナンバーを必ず記載し、申請書には以下の書類を添付してください。
- (2) 申請者(保護者)の個人番号カード(マイナンバー)を確認できる書類の写し(白黒コピー可)
  - 例) 個人番号カード(表裏両面)・個人番号の通知カード・個人番号付き住民票など
- (3) 個人番号カードを作成していない場合、申請者(保護者)の身元を確認できる書類の写し(白黒コピー可)
  - 例) 運転免許証・パスポートなどの顔写真付き書類のコピー、または、健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書の中から2つ以上

上記(1)・(2)・(3)と、また左記1のいずれかに該当する方についてはそのことを証明する書類のコピーを付けて、平成31年4月24日(水)までに厚岸町教育委員会管理課学校教育係へ持参もしくは郵送してください。(平成31年1月1日以降に厚岸町に転入された方については、転入前に住民登録をしていた市町村の課税証明等の提出を求めることがあります。)

期限までに申請書が提出されない場合は、平成31年4月1日付の認定として扱えなくなり、援助される費用が減額されますので注意してください。

なお、生活状況の急変により年度途中で援助を受ける理由が発生した場合には、その時点で申請することができます。

【宛先】〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町教育委員会 管理課 学校教育係 ※郵送の場合は、ご家庭で送料負担になります。

(裏面に続きます)

## 2 援助の可否の認定

厚岸町教育委員会が、保護者からの申請に基づいて別途調査（認定要件及び提出書類を確認し、収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定）を行い、援助の可否の認定、決定通知書を学校へ送付し、お知らせします。

なお、申請内容に不明な点があるときはご家庭にお聞きすることがあります。また、その際、課税証明等の新たな書類の提出を求められることがあります。

## 3 援助費の援助方法

学校を経由して前期分、後期分と分けて保護者に援助します。

## 4 その他

- (1) 前年度に認定され、援助を受けていた方についても、改めて申請手続きを行ってください。
- (2) 援助を受けることが認定された後、家庭事情が好転し援助を受ける必要がなくなったときには、すぐに学校又は教育委員会へ連絡してください。
- (3) 小学校、中学校に兄弟がいる場合は、1枚の申請書で申請してください。